

## 令和4年 第8回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月29日 ( 月 ) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 ( 10 人)  
会長 1番 米良 成志  
職務代理者 10番 金丸 幸子  
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔  
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 ( 0 人)
5. 欠席議員 ( 0 人)
6. 出席最適化 ( 5 人)  
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議案日程  
報告第 14号 農地の所有権移転及び転用届出の取下げについて  
報告第 15号 農地の所有権移転及び転用届出の件について  
報告第 16号 農地の埋立届出の件について  
議案第 16号 現況証明(非農地証明)の発行の件について  
議案第 17号 農地の所有権移転申請の件について

### 8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は15名で議事録署名委員は8番委員と9番委員です。

よろしくお願い致します。

『報告第14号 農地の所有権移転及び転用届出の取下げについて』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第14号 農地の所有権移転及び転用届出の取下げについて説明致します。

議案書は2頁になります。農地法第5条の届出の取下げになります。次のとおり、受理したことを報告します。申請件数1件の1筆になります。本件については、令和4年4月15日に転用の届出があり、総会において報告がされていましたが、譲渡人の都合により譲渡取り止めとなりました。場所は加草4丁目の1筆で、登記簿地目が畑で、現況地目は雑種地となっています。面積は285㎡です。3・4頁に地図を掲載しております。4頁をご覧ください。草川小学校北側に申請農地があります。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。続きまして『報告第15号 農地の所有権移転及び転用届出について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第15号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書は5～6頁になります。農地法第5条の所有権移転・転用の届出になります。次のとおり受理したことを報告します。申請件数は6件の9筆になります。申請番号1場所は東栄町1丁目の1筆で、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は90㎡です。無償の所有権移転です。転用用途はその他の業務用地で、転用事由は資材置場となっています。申請番号2、場所は須賀崎3丁目の1筆で、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は395㎡です。有償の所有権移転です。転用用途は、その他の業務用地で、転用事由は駐車場となっています。申請番号3、場所は上町2丁目の1筆で、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は269㎡です。有償の所有権移転となります。転用用途は住宅用地で転用事由は個人住宅となっています。申請番号4、場所は大字加草字加草口の3筆と大字加草字深追の1筆で、いずれも登記簿地目は畑、現況地目は山林原野、面積は合計で262.22㎡です。有償の所有権移転となります。転用用途は、工・鉱業用地で、転用事由は事業用分譲用地の一部となっています。申請番号5、場所は大字加草字深追の1筆で、両地目とも畑で面積が784㎡です。有償の所有権移転となります。転用用途はその他の業務用地で、転用事由は、資材置き場となっています。申請番号6、場所は加草4丁目の1筆で、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地で面積は285㎡です。報告第14号において譲渡取り止めとなった農地であり、有償の所有権移転となります。転用用途はその他の業務用地で、転用事由は資材置場となっています。7～16頁に地図を掲載しております。8頁をご覧ください。申請番号1の地図になりますが、東栄町になります。日豊本線東栄町1丁目の踏切付近より西の方向に申請農地1筆があります。10頁をご覧ください。申請番号2になりますが、加草3丁目の丸バエ川の左岸に申請農地1筆があります。12頁をご覧ください。申請番号3になりますが、上町地区になります。さくらんぼ保育園の北西方向に申請農地1筆があります。14頁をご覧ください。申請番号4・5になりますが、申請番号4については県道土々呂線沿いの株式会社鹿島園本舗の北の方向に申請農地4筆があります。また申請番号5については、株式会社鹿島園本舗の北東の方向に申請農地1筆があります。16頁をご覧ください。申請番号6、場所については報告第14号と同一の農地でございます。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。続きまして『報告第16号 農地の埋立届出について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第16号 農地の埋立届出の件について説明致します。議案書は、17頁になります。農地の埋立の届出です。次のとおり、受理したことを報告します。申請は1件で大字門川尾未字峠ノ本の1筆で、両地目とも田で、面積は674㎡です。判定地目は畑で、埋め立てにより畑として利用するものです。18・19頁に地図を掲載しております。19頁をご覧ください。西栄町地区になります。Aコープ門川店の東の方向に申請農地があります。以上、報告となります。

議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。続きまして『議案 第16号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第16号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書の20頁になります。次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求めます。申請1件の3筆になります。場所は、大字庵川字谷ノ山の3筆で、2筆が両地目とも畑、もう1筆は両地目とも田となっています。面積は合計で2,449㎡で判定地目及び利用状況は山林原野となっています。21頁・22頁が申請地の地図になります。22頁をご覧ください。谷ノ山地区になります。県道遠見半島線沿いにある檜野庭園展示場の東の方向に申請農地3筆があります。以上、ご審議願います。
議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
米澤推進委員	推進委員の米澤です。申請番号1について、8月23日に岡田係長案内で、染田委員、藤本委員と私の4人で現地の確認を行いました。現況は山間地で傾斜地にあり山林に囲まれた原野のような状況になっております。10年程、耕作放棄され将来的に農地として利用することが困難な土地と判断し申請となったとの事です。ご審議の程、よろしく申し上げます。
議長	説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案 第17号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第17号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書は23頁になります。農地法第3条の所有権移転分になります。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。申請1件の7筆で有償の所有権移転となります。場所は、大字加草字中藪が2筆、字朝鮮が3筆、字京手が1筆、字霜月田が1筆の計7筆となります。面積は合計で4,138㎡となっています。申請事由は譲受人の増反要望によります。24頁～29頁に地図を掲載しております。25頁をご覧ください。中村地区になりますが、字中藪の2筆になります。永願寺奥ノ院の東の方向、鳴子川の左岸に申請農地があります。27頁をご覧ください。同じく中村地区になります。字朝鮮と字京手の4筆になります。密集している鶏舎の東側に申請農地があります。29頁をご覧ください。中村地区の字霜月田になりますが、地図の下に県営宮ヶ原団地がありますが、この団地の北西方向に申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。申請番号1について、8月23日岡田係長の案内で、川崎委

員、津島委員と私の4人で現地の確認を行いました。中藪2筆は、防災ダム手前の広域農道近く、地目は畑、現況は不耕作状態の地であります。次の場所は、譲受人が経営している鶏舎下の朝鮮地区3筆、現況は、同じく不耕作状態です。近くの京手地区1筆、地目は畑、現況は同じく不耕作状態です。最後に霜月田1筆、地目は畑で、現況は同じく不耕作状態です。譲渡人が会社勤めの為、農地活用を見出せない状況で、譲受人の方から現状のままでの希望購入の話し合いが続けられ、今回円満な形での所有権移転申請に至っております。譲受人につきましては鶏舎経営をしながら農業実績もしっかり持ち、当該地域周辺における環境調和も全く問題ありませんでした。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方举手願います。全員賛成です。

以上を持ちまして、令和4年第8回農業委員会定例総会を閉会します。

令和4年8月29日

議事録署名人

8 番委員

川崎 正義

9 番委員

栗田 良作